

「ユニバーサルサービスワーキンググループ」開催要綱

1 目的

「ユニバーサルサービスワーキンググループ」は、「情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会」（以下「特別委員会」という。）における議論を踏まえ、電気通信事業分野におけるユニバーサルサービスの在り方について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、「ユニバーサルサービスワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方
- (2) 電話のユニバーサルサービスの在り方
- (3) ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方
- (4) ユニバーサルサービスの料金の低廉性確保の在り方
- (5) ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方
- (6) その他必要と考えられる事項

4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は、特別委員会主査が指名し、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、主査及び主査代理を置く。主査及び主査代理は、特別委員会主査が指名し、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本WGを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があるときは、必要と認める者を、特別委員会主査に諮り、本WGの構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (5) 主査は、必要に応じて、構成員等以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とし、構成員以外の者の出席を制限することができる。
- (2) 本WGで使用した資料及び議事概要については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本WGの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課において行う。

(別紙)

「ユニバーサルサービスワーキンググループ」構成員等

(敬称略、構成員は五十音順)

(主査代理) 相田 仁 東京大学 特命教授
大橋 弘 東京大学 副学長/大学院経済学研究科教授
岡田 羊祐 成城大学 社会イノベーション学部 教授
春日 教測 東洋大学 経済学部 教授
砂田 薫 国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授
長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
林 秀弥 名古屋大学大学院 法学研究科 教授
藤井 威生 電気通信大学 先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター 教授
(主査) 三友 仁志 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授
山内 弘隆 武蔵野大学 経営学部 特任教授
若林 亜理砂 駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授

オブザーバ 全国知事会
全国市長会
全国町村会
一般社団法人電気通信事業者協会
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
一般社団法人テレコムサービス協会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

一般社団法人全国消費者団体連絡会

日本電信電話株式会社

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

株式会社オプテージ

株式会社STNet